

報道取材情報(沼津市)

令和元年 8 月 28 日(水)発表

| | |
|------|--|
| 名称等 | 沼津市民の歯と口の健康づくり会議の開催 |
| 実施日時 | 令和元年 9 月 5 日(木) 13 時 30 分～15 時 00 分(受付 13 時 00 分開始) |
| 場 所 | 沼津市保健センター 2 階 第 2・3 会議室 |
| 電話番号 | 055-951-3480 |
| 担 当 | 市民福祉部 健康づくり課 直通 055-951-3480 内線 5354 |

1 内 容

- (1)各推進部会【母子・学校、成人・8020 運動、高齢者・障害者(児)】の、沼津市歯科口腔保健計画の目標達成や次年度の計画見直しに向けた、取り組みの報告。
今年度の歯科保健に関する事業の説明。
- (2)「沼津市民の歯と口の健康づくり会議委員」による、市民の歯と口の健康づくりを推進するための検討。

2 目的・理由

沼津市民の歯と口の健康づくり条例第 6 条の基本的施策(※裏面資料のとおり)を実施するために、歯と口の健康づくり会議を設置し、年に1回程度開催します。

3 経緯・経過

平成 25 年 10 月、沼津市民の歯と口の健康づくり条例を公布。
平成 27 年 3 月、沼津市歯科口腔保健計画を策定。
以降、沼津市民の歯と口の健康づくりの推進のため、年に1回程度、歯と口の健康づくり会議を開催しています。

4 影響・効果

沼津市民の歯と口の健康づくり会議委員には、医療・保健・福祉・教育・労働衛生関係・公募委員など各分野の担当者がおり、会議の開催により、市民と地域・行政等が一体となって、沼津市民の歯と口の健康づくりを推進しています。

5 特徴

- (1)会議委員は、歯科医師、歯科衛生士、福祉関係者、学校関係者、8020 推進員、産業保健関係者、公募による市民にて編成されています。
- (2)各推進部会会員は、歯科医師、市各担当課職員等にて編成されています。



※ 沼津市民の歯と口の健康づくり条例（抜粋）

第6条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する情報の提供及び知識の普及啓発を推進すること。
- (2) 妊娠中の者に対する口腔ケア及び栄養指導を推進すること。
- (3) 家庭における乳幼児期からの望ましい食習慣と生活習慣を確保すること。
- (4) 幼児、児童及び生徒の歯と口の健康づくりに関する教育を推進するとともに、効果的な歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (5) 成人期以降における歯周病対策を推進すること。
- (6) 障害のある者、介護を必要とする者等、歯科検診や歯科保健指導等を受けることが困難な者について、その者の心身の特性に応じた適切な歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (7) 歯と口の健康づくりの観点から生活習慣病予防対策を推進すること。
- (8) 喫煙が歯と口の健康に及ぼす影響について啓発すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりのために必要な施策を推進すること。